

**入学、就職、転勤などに伴い国民年金の届け出も必要になる場合があります。
年金記録をつなぐためにも、忘れずに届け出を行いましょ！
そして、将来国民年金を受け取るためにも保険料はきちんと納めましょ。**

～三種類の国民年金の種別～

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、老齢・障害・死亡（遺族）により基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は3種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金に加入しているサラリーマンや公務員等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。

～国民年金の主な届け出～

20歳になったとき

20歳になったときに厚生年金に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょ。

20歳の誕生日初めに、国民年金第1号および第3号被保険者に該当すると思われる方には年金事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒で年金事務所または役場へ提出願います。

また、学生の方、未就労などにより保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免除・納付猶予制度をご活用ください。

就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金の加入手続きを行うと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

退職したとき

在職中は厚生年金の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届け出および保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

結婚したとき

婚姻により、厚生年金等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

引越したとき

マイナンバーの情報を日本年金機構が取得している場合は特に手続きは必要ありません。転入等の後、第1号被保険者の方で納付書が届かない場合は年金機構でマイナンバーを取得していない可能性がありますので最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

～国民年金保険料の納め忘れはありませんか～

「忙しくて・・・」「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付は、便利で安心、確実な『口座振替』または『クレジットカード納付』をお勧めします。

第3号被保険者にご注意を！

第3号被保険者が60歳未満で、『配偶者の退職』『本人のパート等収入が年130万円以上』『離婚』などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第1号被保険者になります。

必ず役場の窓口で手続きをしてください。

お問い合わせ先： 稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線163）告知端末機：5-8813